

別表（第2関係）

フードバリューチェーン構築基盤整備事業費補助金の交付対象となる経費及び補助率等

事業名	事業実施主体	経 費	補 助 率 (補助金)	重 要 な 変 更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
フードバリューチェーン構築基盤整備事業	<p>県内に在住する農業を営む個人及び県内に本店を有する農業法人（株式会社，有限会社，合名会社，合資会社，合同会社及び農事組合法人）</p> <p>※1 法人の場合は，事業実施年度において設立，登記する場合を含む。</p> <p>※2 法人で農地を利用する場合は，農地所有適格法人の要件を満たすこと。</p>	<p>知事の認定を受けた経営計画を達成するために必要な機械や施設等の取得又は整備に要する直接的な経費のうち，知事が適当と認めるもの。</p>	<p>1／2以内 ただし，補助金の上限を30,000千円とする。</p>	<p>事業実施主体ごとに事業費の30%を越える増減</p>	<p>1 事業実施主体の変更</p> <p>2 事業細目の新設又は廃止</p> <p>3 構造又は能力等の変更（事業量の20%を超える増減）</p>